

～ 転出される皆さまへ ～

- ◆ **新しい住所に住み始めてから14日以内**に転入の手続きをしてください。

(14日以内に転入届をしないと過料に処されることがあります)

【転入届に必要なもの】

- ① 「マイナンバーカード（世帯全員分）」又は「転出証明書（阿蘇市に転出届をされた際にお渡しした書類。）」
※マイナンバーカードには暗証番号（4桁）の入力が必要。
- ② 「本人確認書類」 マイナンバーカード、運転免許証、身障手帳、パスポート等。
※顔写真のない書類は、2点必要。

- ◆ 阿蘇市から転出する方で下記に該当する場合は、次の手続きが必要です。

手続きの種類	阿蘇市での手続き	転入先での手続き
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	阿蘇市での手続きはありません。 市民課 戸籍係	継続利用等の手続きが必要です。新しい住所地に住み始めてから14日以内又は転出予定日から30日以内、転入届後90日以内に継続利用の手続きをしない場合カードが利用できなくなります。
印鑑登録証	印鑑登録証（阿蘇市民カード、阿蘇町住民カード）を返納してください。 市民課 戸籍係	新たに印鑑登録をしてください
犬を飼っている方	阿蘇市での手続きはありません。 市民課 生活衛生係	転入の時に犬を飼っている旨を伝え、手続きをしてください。（阿蘇市から発行している鑑札をご持参ください。）
国民健康保険	国民健康保険被保険者証及び限度額適用認定証等お返しください。 ほけん課 国保・年金係	転出後に、阿蘇市の国民健康保険被保険者証を使用することはできません。転入先で国民健康保険への加入手続きをしてください。
介護保険	介護保険被保険者証をお返しください。 ほけん課 介護保険係	要介護（要支援）認定のある方は、転入先の市区町村介護担当窓口で手続きをしてください。
後期高齢者医療	後期高齢者医療被保険者証及び限度額適用認定証等をお返しください。（県外へ転出される方は、「負担区分等証明書」等を受け取ってください。） ほけん課 高齢者支援係	資格取得・変更の手続きをしてください。（県外へ転出される方は「負担区分等証明書」等を提出してください。）
子ども医療	子ども医療費受給者証をお返しください。 福祉課 子育て支援係	新住所地の市区町村役場へお問い合わせください。
児童手当	児童手当の消滅手続きをしてください。 福祉課 子育て支援係	転入の時に、担当課で必要な書類を確認し、新たに加入の手続きをしてください。
児童扶養手当 ひとり親家庭等医療	児童扶養手当の転出手続き、ひとり親家庭等医療費助成の喪失手続きをしてください。 福祉課 子育て支援係	転入の時に、担当課で必要な書類を確認し、継続の手続きをしてください。（婚姻で転出される場合は該当しませんので、必要ありません。）

手続の種類	阿蘇市での手続	転入先での手続
障害者手帳 ・身体障害者手帳・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	阿蘇市での手続はありません。 福祉課 総合福祉係	障害者手帳を持参のうえ、住所変更の手続をしてください。
妊娠中の方	阿蘇市での手続はありません。現在お持ちの母子健康手帳はそのままご使用ください。 健康増進課 母子保健係	未使用分の妊婦健診受診券を持参の上、新たに妊婦健診受診券の交付をお受けください。
就学前のお子さんがある	阿蘇市での手続はありません。 健康増進課 母子保健係	未受診の乳幼児健診や未接種の予防接種に関して手続をしてください。
阿蘇市内の保育園に在園中のお子さんがある	「教育・保育給付認定取下届兼施設利用申込事項等変更届」を提出してください。 福祉課 子育て支援係	入園の手続をしてください。
市立小中学校の児童・生徒	教育委員会で「転学届」を記入のうえ、現在就学している学校に『在学証明書』と『教科書給与証明書』の確認をしてください。 教育課 学務係	新住所地の学校（場合によっては教育委員会）へ確認をしてください。
お知らせ端末	お知らせ端末は「撤去届」を提出し、返却してください（箱や付属品含む）。機器の取り外しに伺いますので、日時をご連絡ください。 防災情報課 情報管理室	なし
光インターネット	阿蘇テレワークセンター（Tel.23-6009）に「解約届」を提出してください。機器の取り外しに伺います。利用料金等に未納がないか確認願います。防災情報課 情報管理室	なし
防災無線の戸別受信機	防災無線の戸別受信機を返還書と共にご返却ください。防災情報課 防災交通係	新住所地の市町村役場へお問い合わせください。
水道・下水道	本庁、内牧支所、波野支所の水道窓口で給水閉栓届出書を提出してください。代理の方でも手続が出来ますが、電話での手続は出来ません。（手数料500円が必要です。） 上下水道課 水道管理係	水道使用開始の手続をしてください。
※坂梨地区、古城地区、中通地区の水道使用者	※水道の閉栓をする場合は、届出が必要です。 企画財政課 管財契約係	
ミニカー、125 cc以下の二輪車、小型特殊自動車	税務課窓口又は内牧支所、波野支所で廃車の手続をお願いします。税務課 市民税係	新住所地の市区町村役場へお問い合わせください。
軽四輪、三輪、軽二輪、小型二輪	阿蘇市での手続はありません。 税務課 市民税係	最寄りの軽自動車協会又は最寄りの陸運支局への手続をお願いします。
市営住宅	退去届等の手続をお願いします。 住環境課 公営住宅係	なし

◎ 転出証明書に記載してある内容が変更になったとき

交付を受けた証明書のまま使用できます。新住所地に提出する際、変更事項をお申し出ください。

◎ 転出が取り消しとなったとき

必ず交付を受けた転出証明書を持参のうえ、速やかに転出取り消しの手続を行ってください。

【問い合わせ先】阿蘇市役所 本 庁 TEL 0967-22-3111（代表）

内 牧 支 所 市 民 係 TEL 0967-32-1111（代表）

波 野 支 所 市 民 係 TEL 0967-24-2001（代表）